

17号（既存宅）の事前相談の際には次の資料の提出をお願いします。

なお、登記事項証明書等の原本は、本申請の際に添付が必要なので、コピーを提出ください。

- 申請地に係る登記全部事項証明書、線引き時（昭和45年11月24日）まで継続して地目を確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本

- 位置図（1/2,500の都市計画図）
申請地及び55m以内で連たんする45戸以上の建築物（30㎡以上のもの）を明示。

- 申請地に係る公図の写し（オンライン取得可）

- 分筆案（複数区画分譲や既存敷地の分割等がある場合）
※建築許可申請時には分筆登記まで完了している必要があります。